



答 申 書

令和2年12月24日

与謝野町上下水道審議会

令和2年12月24日

与謝野町長 山 添 藤 真 様

与謝野町上下水道審議会

会 長 柴 垣 瑞 仁



与謝野町水道料金、下水道使用料及び農業集落排水
処理施設使用料の改定について（答申）

令和2年7月9日付け2与上下第40号で諮問されました標記の件について、当審議会で慎重に審議した結果、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

はじめに

上下水道事業は、住民生活及び社会経済活動を支える重要な社会インフラであり、将来にわたって健全に維持していかなければならないものである。また、公営企業として、独立採算の原則、受益者負担の原則などを考慮した経営を行っていかなければならない。当町では、平成29年6月に水道料金を平均5.6%、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を平均15%値上げする料金改定をおこなっている。今回、持続可能な上下水道事業および農業集落排水事業の運営基盤を作るため、それぞれの料金改定について諮問されたことは、定期的に事業を評価し、適切な対応を行う観点から重要なことであり評価するものである。

当審議会では、令和2年7月の諮問から令和2年12月まで半年間にわたり6回の会議を重ね妥当性及び公平性の観点から慎重に審議を行い、次のとおり意見の集約に至ったので答申する。

1 水道料金について

水道事業は、平成29年4月に簡易水道事業を統合し、町全域が一つの事業となった。平成29年6月には、平均改定率5.6%の料金改定を行い、経営改善を図っている。決算状況をみると、統合初年度の平成29年度決算では、5億円を超える累積欠損金を計上し、平成30年度決算では、旧簡易水道施設の減価償却の開始に伴い当年度純損失を8,521千円計上している。令和元年度決算では、減価償却費の減少に起因して4,145千円の当年度純利益を計上しているが、累積欠損金は5億円を超えており、依然として厳しい経営状況が続く見込みである。

しかしながら、簡易水道事業を統合したことによる資本の増嵩により、繰入額の8割が交付税措置される高資本費対策の繰入基準に該当することとなり、令和8年度までの6年間で年平均約20,000千円の繰入が見込めること。現金預金の減少は続くものの減価償却費の減少などの影響により令和3年度から当年度純利益を計上できる見込であること。また、上下水道料金として下水道使用料と一体として考える必要があることから、繰入基準どおり一般会計繰入金繰り入れが実行されることを条件として、今回は料金改定を見送る結論に達した。

2 下水道使用料について

下水道事業は、平成6年度に岩滝地域、平成7年度に野田川地域、加悦地域で供用を開始している。合併以降も計画的に面整備を実施した結果、人口普及率は98%余りと概成していながら、水洗化率が80.6%という現状は、使用料収入の面からも改善の余地がある。

平成29年6月には、合併後初めてとなる15%の使用料改定を実施し経営改善を図っている。しかしながら、汚水処理に必要な費用のうち汚水処理費用等の対価として京都府流域下水道事業に支払う「排水負担金」ですら使用料収入で賄えていない状況にあり、一般会計から毎年多額の資金を繰り入れて、ようやく事業が成り立っている状況である。公営企業における独立採算、受益者負担の原則から、基準外の繰入れを行っている現状の改善が急務である。

一方で、下水道等の水洗化事業が生活環境の向上や河川、阿蘇海など公共水域の水質改善に資する効果は大きく、一般会計に一定負担をいただくことは合理的な一面もある。公営企業における受益者負担の原則のもと、使用料の水準について検討した結果、京都府流域下水道事業に支払う排水負担金と同等の水準とすることが、妥当であるとの結論に至った。

審議の過程で、排水負担金の水準とするためには、平均29%の使用料改定が必要との試算結果を得たが、「将来を担う子供たちの世代に負担を先送りすることなく負担すべきものは早期に現役世代で負担し、一般会計の負担を軽減すべき」との意見がある一方で、「生活者の目線で考えたときには平均29%の改定は、生活への影響が大きく複数回での段階的な改定を望む」との意見があったことを申し添える。

3 農業集落排水処理施設使用料について

農業集落排水事業は、平成15年度に奥滝地区、平成22年度に温江地区において供用開始している。普及率は、100%ながら水洗化率は71.4%と低い水準であり、下水道事業と同様に水洗化率の向上が課題である。

農業集落排水事業については、会計規模が下水道事業の約40分の1であること。また、町民の使用料負担の公平性の観点から公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業を同一の使用料とすることは、妥当であるとの結論に至った。

4 その他（水道加入負担金について）

水道加入負担金は、新旧需要者間の負担の公平性や原因者に適正な負担をいただくことなどを目的に、給水工事の新規工事や増径工事の際に申込者から徴取している。合併以来、見直しは行われておらずまた、近隣事業者と比較して極めて低額である。簡易水道事業の統合に際して多額の投資を行っており、今後も耐震化工事や更新工事など多額の投資が予定されていることから、水道加入負担金については、最低限、近隣事業者と同水準に改定することが必要であるとの結論に至った。

5 付帯意見

（1）改定時期について

ア 下水道使用料および農業集落排水施設使用料については、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により社会情勢が不透明な状況であることから、町民への周知期間を考慮し令和3年10月を改定時期の目途にしつつも、新型コロナウイルス感染症の収束状況及び住民の生活状況を踏まえて、判断することが望ましい。

イ 水道加入負担金については、近隣事業者と同水準とするため令和3年4月を改定時期とすることが望ましい。

（2）生活困窮者への対応について

前回改定で、8 m³以下の基本料金が設定されてはいるが、生活困窮者が使用水量の少ない方ばかりとは言えない。また、使用水量の少ない方だけに配慮した考え方は、受益者負担の公平性の観点から問題である。今回の改定に合わせて福祉減免制度を創設し、真に困窮している方に手を差し伸べる対策を強く望む。制度の創設にあたっては、上記で述べたように公営企業における受益者負担の公平性の観点から、減免制度に起因する減収額については、福祉施策として一般会計繰入金で補填し、受益者負担の公平性が担保されるよう望む。

（3）住民への周知について

上下水道事業等の現状や水需要の動向、今後の耐震化工事・更新工事等の必要性について、住民に説明し料金改定について理解を得ること。

(4) 2ヶ月検針への移行について

経営改善のためには、経費の削減が急務である。毎月検針から2か月検針（隔月検針）への移行により、経費削減が見込まれることから、早期に移行することが望ましい。

(5) 外部委託等について

ア 経営改善、組織体制の強化を目的として計画された窓口業務等の民間委託であるが、新聞報道などにより不安を抱いている町民も多い。町民に対して、“水道水”を直接扱う浄水場など水道施設の維持管理や水道工事、経営などについては、引き続き町が責任をもって業務を行うことなどを十分説明した上で、民間にできることは民間に委託し、経費の削減とともに組織体制の強化に努められたい。

イ 近隣の事業者と経費削減や持続可能な運営基盤の構築に向けた連携を深めることは職員数が激減し、有収水量の減少や更新投資の増加など課題が山積する中であって、有効な取り組みである。共同で連携し、費用削減等の効果が見込めることは、積極的に取り組むこと。

(6) 一般会計繰入金について

交付税算入の対象となる繰入については、一部を交付税で措置されることから減額することなく繰入を実行し、地勢や地形などの条件により高額な料金とならざるを得ない当町の上下水道利用者の負担軽減を図ること。

(7) 下水道事業に係る経費削減等について

ア 当町の下水道事業の汚水処理は京都府流域下水道事業が担っている。流域下水道事業の経費削減とともに、南部地域と比較して不利な事業環境にある宮津湾流域下水道事業への引き続きの支援を京都府に要望すること。

イ 有収水量の減少が予想される状況にあって、し尿処理施設の更新にあわせて、し尿処理を下水道への直接投入に移行することは、下水道の収入増加につながるとともに、し尿処理に係る費用対効果からも有利と見込まれることから早期に計画を策定すること。

(8) 水洗化率の向上について

- ア 下水道事業は、生活排水の河川等への流入を防ぎ河川や阿蘇海などの公共水域の水質改善や住環境の改善に大きく寄与していることから、さらなる環境改善のため水洗化率の向上に取り組むこと。
- イ 水洗化率が低い現状は、使用料収入の面からも改善の余地がある。水洗化率が上がらない理由を分析し、水洗化率が向上するような取り組みを進めること。

(9) 定期的な事業評価の実施について

上下水道事業等は、人口減少に伴う水需要の減少や今後の更新需要の増嵩など厳しい将来見通しが示されていることから、今後も概ね4年を目途に事業内容を検証し、必要な対応を行うこと。

(10) 持続可能な上下水道課の体制づくりについて

上下水道課の職員構成をみると30代以下の職員が1人という状況であり、専門性の高い上下水道事業にあって、近い将来、質を落とさず事業を継続することが困難な状況になると懸念する。上下水道事業を継続していくためには、“人”の部分が重要であることから、年齢構成などを考慮の上、必要な人員を確保するとともに、人材育成や技術継承に計画的に取り組むなど組織体制の強化に努めること。

おわりに

今回の審議は、新型コロナウイルス感染症の影響の中、感染防止対策を取りながらの審議となった。審議中、コロナ禍にあって料金改定をするべきなのかとの議論もあったが、当審議会としては当町の上下水道事業の現状を検証し、将来の世代に大きな負担を負わせないように、持続可能な上下水道事業の基盤をつくる視点から審議を進め意見の集約に至った。

付帯意見にあるように、当町の上下水道事業の現状を町民に十分説明するとともに、新型コロナウイルス感染症の町民生活における影響を踏まえて熟考の上、使用料改定に臨まれることを切に望む。